

東京都行政書士会北支部広報

あ す か

第57号

2026年6月8日発行

発行人 山賀良彦

編集人 吉村信一

北区赤羽西1-5-1-606

電話 03-5963-7437

FAX 03-5963-7430

特別企画 常住豊会長インタビュー（後編）

55号に引き続き、日本行政書士政治連盟会長に就任された常住豊先生のインタビューを掲載します。今回は、日本行政書士会連合会会長として取り組まれた省庁との連携強化コロナ関連給付金、マイナンバーカード代理申請事業、災害復興支援等について振り返っていただきました。今号では、令和7年6月6日に成立した行政書士法改正の趣旨と、今後の行政書士に求められる役割についてお話を伺いました。

（取材日：令和7年8月16日）



広報部（以下「広」）：常住会長の6年間の取組みが、今回の行政書士法改正に繋がっていったというお話を伺いました。改めて、今回の法改正をどのように位置づけていますか。

常住会長（以下「常」）：日行連会長としての大きな目標は行政書士法の改正でした。行政書士は国家資格者ですから、行政書士法に規定されて初めて、社会の中で役割を果たすことができます。国家資格者というものは現代社会に機能してはじめて、その使命を果たせると私は考えています。

今の社会で最も大きな課題の一つは、やはりデジタル化です。行政手続がオンライン化され、社会全体の仕組みが変わっていく中で行政書士もその変化に対応しなければなりません。今回の改正は、「デジタル社会に機能する行政書士制度」をつくるための基盤整備

だと考えています。

広：今回の改正は、5項目にわたる大きな改正となりました。

常：はい。今回の改正では、大きく5つの柱があります。

一つ目は、行政書士法第1条の「目的」規定を「使命」規定に改めたこと。二つ目は、職責規定を新設し、デジタル社会への対応を明記したこと。三つ目は、特定行政書士の業務範囲を拡大したこと。四つ目は、業務制限規定の趣旨を明確化したこと。五つ目は、両罰規定を整備したこと。

それぞれ重要な意味がありますが、全体としては、行政書士が国民の権利利益の実現に資する専門職であることを明確にし、デジタル社会の中でも必要とされる制度にしていくための改正です。

広：まず、「使命」規定について教えてください。

常：行政書士は、単に書類を作成するだけの資格ではありません。行政に関する手続の円滑な実施に寄与し、国民の利便に資し、国民の権利利益の実現に資する。そのような存在であることが、今回、法律上も明確になりました。

これは非常に大きいことです。行政書士は全国各地で、許認可、相続、外国人の在留手続、契約、災害時の支援など、国民生活に密着した業務を行っています。そうした活動の根本にあるのは、国民の権利利益を実現するという使命です。今回の改正によって、その原点が法律上も示されたといえます。

広：職責規定では、デジタル社会への対応も明記されました。

常：ここも非常に重要です。行政書士は、品位を保持し、法令及び実務に精通し、公正かつ誠実に業務を行う。そのうえで、情報通信技術の活用その他の取組を通じて、国民の利便の向上と業務の改善進歩を図るよう努めることが規定されました。

（次ページに続く）



特別企画 常住豊会長インタビュー（後編）

デジタル化というと、「行政書士の仕事がなくなるのではないかと心配する声もあります。しかし、私はそうは考えていません。むしろ、デジタル化が進むからこそ、制度を理解し、本人の状況を整理し、適切な手続きに繋げる専門職の役割は大きくなります。

ただし、行政書士自身がデジタル化に背を向けていては、社会から必要とされなくなります。オンライン申請、電子契約、電子署名各種システムへの対応など、行政書士自身も変わっていかねばなりません。今回の改正は、その方向性を示したものです。

広：特定行政書士の業務範囲の拡大も、大きな改正点です。

常：これまで特定行政書士が行政不服申立てを代理できるのは、行政書士が作成した書類に係る許認可等に限られていました。今回の改正によって、行政書士が作成することができる書類に係る許認可等であれば、本人が申請した案件についても、特定行政書士が不服申立てに関与できるようになります。

これは、国民の権利救済という観点から非常に大きな意味があります。本人が自分で申請したけれど、不許可になった、処分に納得がいかない、どうすればよいか分からない。そういうときに、行政手続に精通した特定行政書士が支援できるようになるわけです。

広：一方で、特定行政書士側にも責任が重くなりますね。

常：そのとおりです。法律が変わっただけでは意味がありません。結果を出さなければなりません。私は、特定行政書士については三つの課題があると考えています。

一つ目は、特定行政書士の数を増やすことです。できれば会員の8割程度まで増やしていく必要があると思っています。

二つ目は、能力向上です。現在のフォローアップ研修は座学が中心ですがそれだけでは足りません。申立書を起案させる、立証をどう組み立てるかを学ぶなど、実務修習的な研修も必要です。

三つ目は不服申立ての件数を増やすことです。今回、権限が広がったにもかかわらず、実際の不服申立て件数が増えなければ、制度改正の意味が問われます。自治体とも連携しながら特定行政書士が不服申立ての相談に関わる仕組みを作っていく必要があります。

広：業務制限規定の趣旨明確化についても

会員の関心が高いところです。

常：行政書士法第19条の業務制限規定について、「他人の依頼を受け、いかなる名目によるかを問わず報酬を得て」という趣旨が明確化されました。これは、無資格者による業務侵害に対応するためのものです。

たとえば、会費、手数料、コンサルタント料、サポート料、商品代金など、名目を変えて対価を受け取り、実質的には官公署に提出する書類の作成などを行うような事例があります。そうした行為が行政書士法に反することを、より明確にしたものです。

コロナ禍の給付金申請でも、無資格者が高額な報酬を得て関与し、国民が不正受給に巻き込まれるような問題がありました。行政書士制度を守ることは、単に行政書士の業務を守るということではありません。適正な専門職が関与することで、国民を守るという意味があります。

広：両罰規定の整備についてはいかがでしょうか。

常：違反行為をした個人だけではなく、法人等にも責任を問えるようにした点が重要です。組織として無資格業務を行っているような場合に、個人だけの問題として済ませるのではなく、法人にも責任を負わせる。これにより、無資格業者への抑止力が高まることが期待されます。

もっとも、この規定は無資格業者対策にとどまるものではありません。行政書士法人など、行政書士自身の業務にも当然に関わる規定です。行政書士制度に対する社会的信頼を守るためには、外部の違法行為に厳正に対応すると同時に、私たち行政書士自身も襟を正し、法令遵守を徹底する必要があります。

その意味で、両罰規定の整備は、制度を守るための改正であるとともに、行政書士会全体のコンプライアンス意識を高める改正でもあるといえます。

広：今回の法改正に向けては、研究者との連携も大きかったと伺っています。

常：行政書士法改正を進めるにあたっては論理的な基盤が必要でした。そのために、「行政書士制度に関する研究会」を設け、行政法学者である橋本博之先生（明治大学専門職大学院法務研究科教授）に座長を務めていただきました。

（次ページに続く➤）



特別企画 常住豊会長インタビュー（後編）

橋本先生からは、デジタル化を旗印にして改正項目を整理していくという大きな知恵をいただきました。

議員の先生方や各省庁に説明するときにも単に「行政書士の業務を広げたい」という話では説得力がありません。デジタル社会の中で、国民の利便をどう高めるのか、行政手続をどう円滑にするのか、その中で行政書士がどのように機能するのかを、論理的に説明する必要があります。研究会の存在は、その意味で非常に大きかったと思います。

広：次の法改正については、どのような方向性を考えていますか。

常：大きくいえば、「権利義務・事実証明のデジタル化」が次のテーマになると思っています。

今回は、行政手続のデジタル化に行政書士が対応するための基盤整備を行いました。今後は、民間の契約や権利義務・事実証明に関する分野でも、デジタル化がさらに進んでいくでしょう。

電子契約、電子証明、電子署名など、すでに民間でも進んでいる分野があります。そうした社会の変化の中で、行政書士がどのような役割を果たすのか。ここをしっかりと考えていかなければなりません。

広：デジタル化は、行政書士にとって脅威ではなく、チャンスでもあるということですね。

常：そうです。デジタル化によって単純な手続は簡単になるかもしれませんが、しかし、国民や事業者の課題は、むしろ複雑になっています。許認可だけでなく、契約、相続、事業承継、外国人、福祉、災害対応など、さまざまな分野が絡み合っています。

これからは、単発の書類作成だけではなく継続的に相談を受ける「かかりつけ行政書士

」のような存在が重要になると思います。事前の手続支援だけでなく、処分後の不服申立てなど事後救済の分野にも関わっていく。そうすれば、行政書士の可能性はまだまだ広がります。

広：最後に、北支部の会員に向けてメッセージをお願いします。

常：北支部にはマイナンバーカード代理申請事業で大きな貢献をしていただきました。全国で7万件の実績を上げることができましたが、その中でも北支部は非常に大きな実績を残してくれました。これは総務省からの信頼を高めるうえでも大きかったと思います。

私は、目の前にあることを一生懸命やるのが、次に繋がると考えています。マイナンバーカード代理申請も、最初から法改正に直結すると思ってやったわけではありません。しかし、そこで実績を出したことが省庁からの信頼に繋がり、結果として今回の法改正にも繋がっていきました。

北支部には、地域に根ざした活動を大切にする良い伝統があります。これからも、その伝統を大切にしながら、地域住民のため、事業者のため、そして行政書士制度の発展のために力を発揮していただきたいと思います。

2号にわたり、常住会長に日行連会長時代の取組みと、行政書士法改正の意義についてお話を伺いました。

今回の改正は、行政書士の使命と職責を明確にし、デジタル社会における行政書士の役割を示す大きな節目となるものです。私たち行政書士一人ひとりが、その趣旨を正しく受け止め、地域に根ざした身近な専門職として日々の業務と支部活動に活かしていくことが求められています。（了）

会員情報検索ページへの情報掲載について

北支部会員の皆様は、北支部ホームページ (<https://kitashibu.tokyo/>) の 会員情報検索ページに無料で会員情報の掲載が可能です。

住所検索、取扱業務別検索、顔写真の掲載といった機能が搭載され、支部会員の皆様が、専門分野や事務所の特色を効果的に発信できる、より充実した広報ツールとなります。

掲載申込は Googleフォーム から簡単に行うことができます。支部ホームページの「会員専用情報」→「会員情報検索に情報登録をご希望の会員の方へ」の

順に進み、リンクより申込フォームにアクセスしていただいた後必要事項を入力すると申込が完了します。

入力フォームには下記QRコードからもアクセス可能です。この機会にぜひお申込みください。



令和8年度支部総会開催報告

令和8年4月20日（月）18時30分より、北とぴあスカイホールにおいて東京都行政書士会北支部定時総会（以下「北支部総会」）東京行政書士政治連盟北支部定時大会（以下「政連大会」）を開催しました。

北支部総会ではまず、支部細則に則り立候補により光永謙太郎会員が議長に選ばれ、議長より個人支部会員総数163名のうち102名（委任状提出者73名含む）の出席があり本総会は適法に成立したので開会する旨の宣言がなされました。

直ちに議事に入り、議事録署名人2名（小林まどか、西脇雄一両会員）の選任に続き、令和7年度事業報告（第1号議案）、令和7年度収支報告及び監査報告（第2号議案）、令和8年度事業計画（案）（第3号議案）、令和8年度収支予算書（案）（第4号議案）について審議、可決承認されました。

また、支部細則の一部改正（案）（第5号議案）について審議、可決承認されました。

東京会総会代議員選出（第6号議案）については、常住豊、徳山義行、溝口庸一、雨谷幹彦、山本恵美子、山賀良彦、鈴木雄司、関口勝生、石原丈路、柳沢裕治、帆秋啓史、立川悦史、光永謙太郎、松本啓明、西脇雄一、柏木英樹

の16名が代議員として選出されました。

政連大会ではまず、支部細則に則り、立候

補により光永謙太郎会員が議長に選ばれ、議長より個人支部会員総数127名のうち83名（委任状提出者58名含む）の出席があり本大会は適法に成立したので開会する旨の宣言がなされました。

直ちに議事に入り、議事録署名人2名（小林まどか、西脇雄一両会員）の選任に続き、令和7年度活動報告（第1号議案）、令和7年度収支報告及び監査報告（第2号議案）、令和8年度活動方針（案）（第3号議案）について審議ののち可決承認されました。

東政連大会代議員選出（第4号議案）については、常住豊、徳山義行、溝口庸一、雨谷幹彦、山本恵美子、山賀良彦、鈴木雄司、関口勝生、石原丈路、立川悦史、光永謙太郎、西脇雄一、柏木英樹の13名が代議員として選出されました。（広報部部長 吉村信一）



令和7年度法教育出前授業 実施報告

令和7年度の北支部法教育出前授業は、3月13日の北区立都の北学園（9年生）での授業をもちまして、無事に全日程を終えることができました。今年度は、累計4校の児童・生徒の皆さんを対象に、各校の実情に応じた法教育出前授業を実施いたしました。

平成21年にスタートした北支部の法教育出前授業も、長年の積み重ねを経て、今では支部にとって大切な活動の一つとなっています。

このような活動を継続してこられたのは、校長先生をはじめとする学校関係者の皆様のご理解とご協力、講師・グループリーダー

ー・連絡調整を担ってくださった支部法教育推進委員会の皆様、そして北支部の法教育出前授業にご支援をいただいたすべての皆様のお力添えによるものです。改めて心より感謝申し上げます。

令和8年度も、これまでの実績を大切にしながら、子どもたちが法律やルールを身近な問題として考えることができるよう、北支部らしく、地域の皆様に期待していただける法教育出前授業を実施してまいります。今後とも、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

（副支部長 山本恵美子）



令和7年度法教育実施概要

実施日	学校・学年	講師	授業内容
令和7年 12月16日	桐ヶ丘郷小学校 6年生	帆秋啓史 (北支部)	身近な交通ルールから「きまり」の意味を考える
令和7年 12月16日	桐ヶ丘郷小学校 4年生	帆秋啓史 (北支部)	もめごとが起きたときの問題解決について考える
令和8年 1月27日	西浮間小学校 4年生	坂本佳菜子 (北支部)	公園の「きまり」を作ってみよう
令和8年 3月13日	都の北学園 9年生	高橋賢大 (北支部)	契約の基礎知識、消費者教育

身近な交通ルールからきまりの大切さを学ぶ（桐ヶ丘郷小4年）

令和7年12月16日、北区立桐ヶ丘郷小学校において、4年生2クラスを対象とした法教育出前授業の講師を務めました。

今回の授業では、児童にとって身近な存在である「自転車」を題材とし、自転車の交通ルールやその意味について考えてもらう内容を実施しました。

授業の前半では、「自転車に乗っていて危ないと感じたこと」や「歩行者として危険だと感じた自転車の運転」について、グループごとに意見交換を行いました。児童たちは自身の体験だけでなく、家族や友人から聞いた出来事なども交えながら活発に話し合いを行い、日頃何気なく利用している自転車にも多くの危険が潜んでいることを改めて認識している様子が見られました。

さらに、「そのような場面ではどうすればよかったのか」「事故やトラブルを防ぐためにはどのような行動が必要なのか」について考えてもらい、自らルールの必要性を導き出せるような授業構成としました。単に交通ルールを知識として学ぶだけでなく、なぜそのルールが存在するのか、誰のために作られているのかを考える機会となることを意識しました。

また、自転車利用に関する社会的な動向として、令和8年4月1日から16歳以上の自転車運転者を対象に「交通反則通告制度（いわゆる青切符制度）」が導入される予定であることにも触れ、自転車が身近な乗り物である一方で、社会のルールの中で責任を伴うものであることを説明しました。

授業のまとめでは、「ルール（決まり）」とは、単に『やってはいけないこと』を禁止す

るために存在するものではなく、自分自身を守り、そして相手を守るための『思いやり』の心から生まれたものではないか」というメッセージを児童たちに伝えました。

授業後に寄せられた感想文には、「自転車のルールがたくさんあることを初めて知った」「これからはルールをしっかり守ろうと思った」といった感想が多く見られました。中でも、「法律は思いやりからできているという話が心に残りました」という感想は特に印象的であり、法教育を通じて伝えたかった思いが児童たちに届いたことを実感することができました。

法教育は、法律やルールを学ぶだけでなく自ら考え、他者を尊重しながら行動する力を育むための重要な取り組みです。今後も地域に根ざした行政書士として、学校や地域の実情に応じた法教育活動に積極的に取り組み、児童・生徒が法律やルールを身近なものとして捉えられるような機会づくりに努めてまいります。

（法教育推進委員会副委員長 帆秋啓史）



社会生活の中でもめごとが起きたとき ～問題解決について考えよう～（桐ヶ丘郷小6年）

令和7年12月11日、北区立桐ヶ丘郷小学校において、6年生3クラスを対象に、「社会生活の中でもめごとが起きたとき～問題解決について考えよう～」をテーマとした法教育出前授業の講師を務めました。

今回の授業では、社会生活の中でもめごとが生じた際に、より良い解決へ導くためには何が大切なのかを考えてもらうことを目的としました。児童たちには、自分自身で考える力を養うとともに、一つの出来事をさまざまな角度から捉えることの重要性について学んでもらいました。

授業では、学校生活の中で起こり得る身近な事例として、「掃除時間に起きたもめごと」を題材に取り上げました。具体的には、「掃除をさぼっていた」と主張する児童と、「さぼってはいない」と主張する児童との対立事例について考えてもらいました。

本授業では、どちらの主張が正しいのかを判断することをゴールとするのではなく、なぜ互いの主張が対立したのか、その背景にどのような事情や考え方があったのかを考察することに重点を置きました。

児童たちには、当事者双方の話を聞きながら、「本当に掃除をさぼったと言えるのだろうか」「さぼったと言われた側には、何らかの事情や理由があったのではないか」「一方で、さぼったと言った側にも、そのように感じた理由や状況があったのではないか」といった視点から考えてもらいました。

さらに、第三者の立場からの意見も踏まえて検討することで、同じ出来事であっても、当事者や周囲の人々の立場によって、見え方や受け取り方が異なることがあることを学んでもらいました。グループごとの話し合いでは活発な意見交換が行われ、児童たちがそれぞれの立場に立って真剣に考えている様子が印象的でした。

授業のまとめでは、「もめごとを解決するためには、まず相手の意見をしっかりと聴くことが大切であり、同時に、相手の意見と同じように自分の意見も大切にすることが重要である」というメッセージを伝えました。自分と相手の双方を尊重しながら対話することが、問題解決への第一歩であることを児童たちに考えてもらいました。

授業後に寄せられた感想文には、「もめごとにはそれぞれの立場や意見があることが分かった」「普段の授業では学ばないことを学べて面白かった」「改めて人の気持ちを考えることの大切さを知った」「ルールを決めることも大切だと思った」といった感想が見られました。

また、「相手の意見をしっかりと聴き、自分の意見もしっかり伝えることが大事だと思った」「視点を変えることで物事の捉え方が変わることが分かった」「班での話し合いでは意見が二つに分かれ、お互いの考えを聞くことができて面白かった」などの感想も多く寄せられ、授業を通じて伝えたかった内容が児童たちに届いたのではないかと感じました。限られた授業時間の中で充実した話し合いを行うことができたのは、グループリーダーとして児童たちの議論を支えてくださった先生方のご協力があってこそであり、学校と連携して法教育を実践することの意義を改めて実感しました。

児童の皆さんには、今回学んだ「相手の話を聴くこと」「多角的に物事を考えること」の大切さを、今後の学校生活や日常生活の中で活かしていただければと思います。一方で講師である私自身も、日々の行政書士業務において、依頼者や関係者の話に耳を傾けることの重要性を改めて認識する貴重な機会となりました。

今後も、児童・生徒が法律やルールを身近なものとして捉え、自らの生活の中で活かしていけるような法教育活動に積極的に取り組んでまいります。

（法教育推進委員会副委員長 帆秋啓史）



きまりがあるのは何のため？（西浮間小4年）

令和8年1月27日（火）、北区立西浮間小学校において、4年生4クラスを対象に、「きまりがあるのはなんのため？」というテーマで法教育出前授業を行いました。

「法律」と聞くと、大人の世界の話、あるいは裁判に関係するもの、というイメージが強いかもしれませんが。そこで授業のはじめに法律は簡単にいうと「きまり」のことであり実はみんなの身近なところにもたくさんの「きまり」があるのだとお話ししました。

まずは、児童たちに身近な「きまり」について考えてもらいました。「学校のきまり」としては、時間を守る、廊下は走らない。「登下校のきまり」としては、通学路を守る、雨の日は一列に並ぶ、横に広がらない。「家庭のきまり」としては、ゲームは宿題をやってから、夜9時には寝る、など、さまざまな意見を発表してくれました。

世の中にはたくさんの「きまり」があり、それぞれに「目的」があることを確認したうえで、今回は、みんながよく利用する「公園のきまり」にテーマを絞って考えてみることにしました。

はじめに、実際の「浮間公園」の写真を3枚見てもらいました。保育園の子どもたちが遊んでいる様子、犬の散歩をしている人、お年寄りが散歩している様子、池の周りで釣りをしている人などを見ながら、公園にはさまざまな目的を持った人が集まっていることを感じてもらいました。

そのうえで、今回は、近くに「北区立うきまウキ公園（仮）」が新たにできるという想定で、児童たちに「地域の人」として、どのような「きまり」があったらよいかを考えてもらいました。そして、それを北区役所の人に提案するという設定で、「きまりを作ってみよう！」というグループワークを行いました。

公園の遊具や全体の設計はすでに決まっており、周囲には住宅がある、池がある、花壇があるなど、いろいろな「きまり」を考えられる仕掛けが用意されています。児童たちには、どのような「きまり」があれば、いろいろな人が快適に、楽しく、安全に過ごせるのかを考えてもらいました。

その後、各班ごとに、考えた「きまり」とそのきまりを作った理由を発表してもらいました。動物を大切にするために「池の魚に人

間が食べるものをあげない」、周辺の住宅に迷惑をかけないために「夜〇時から朝〇時まででは閉める」「大声を出さない」、火事を防ぐために「火を使わない・花火をしない」、公園の清潔を守るために「ごみは捨てない」安全に遊ぶために「〇〇の遊具は高学年以上」など、ホワイトボードに貼りきれないほど、たくさんの「きまり」案と、その目的を考えてくれました。

続いて、浮間公園に実際に設置されている「きまり」の標識写真を見ながら、自分たちが考えた「きまり」案と似ているものがたくさんあることを確認しました。大人も、みんなと同じように「きまり」を考え、それを守りながら生活しているのだということ、児童たちにも感じてもらえたのではないかと思います。

子どもたちからすると、「きまり」は大人から一方的に決められたもの、自由をしばるもののように感じられることもあるかもしれませんが。しかし、実は大人も同じように、さまざまな「きまり」の中で仕事をしたり、生活をしたりしています。そして、その「きまり」には、自分や周りの人を守るため、みんなが気持ちよく過ごすためという目的があります。

授業の最後には、「おうちに帰ったら、ぜひ家族で“おうちのきまり”について話してみてください」と伝えました。なぜそのきまりがあるのかを一緒に考えてみると、守ったほうが自分にとっても、周りの人にとってもよいことなのだと、少し納得できるかもしれません。

今年度、私の娘も4年生です。保護者として学校に関わる立場でもある私にとって、子どもたちと一緒に「きまり」について考えることができた今回の授業は、とても楽しく、また学びの多い時間となりました。また授業ができることを楽しみにしています。

（法教育推進委員会委員 坂本佳菜子）



契約の基礎と消費者教育（都の北学園9年）

令和8年3月13日（金）、旧神谷中学校時代から長くお付き合いのある都の北学園の9学年生（中学3年生）への法教育出前授業を実施させていただきました。例年3月にお邪魔し、卒業を控えた生徒さんたちを対象に授業を行ってきましたが、今年度は初めて50分授業を2回実施する形となりました。

これまでは体育館や被服室、「なかよしホール」など、1学年分の生徒が全員集まれる会場での講座でしたが、今回は初めて各教室での開催となりました。新設された校舎ということもあり、各教室にはプロジェクターも完備され、授業を行う環境としても大変充実していました。教室での授業は、生徒さんとの距離が近く、これまで以上に表情や反応を感じながら進めることができました。

受験を終えたばかりの生徒の皆さんは、少しばかりの息抜きと、見知らぬ大人が登壇していることへの緊張が混ざったような雰囲気でしたが、授業が進むにつれて、グループワークや発表にも積極的に参加してくれました。

授業内容は、伝統的に実施している「契約の原則」と「消費者教育」について扱いました。行政書士の仕事を簡単に紹介したうえで契約とは何か、契約をするとどのような責任が生じるのか、また消費者としてどのようなトラブルに注意すべきかについて、事例を交えながら考えてもらいました。

事例問題では、グループごとに話し合っていたいただき、答えの発表までしていただきました。ひっかけ問題も含め、「正解を当てる」ことだけでなく、その前提となる考え方や気づきを得てほしいと思っていたのですが、講師の誘導が強すぎたのか、ひっかけにあうグループも多く見られました。それでも、それぞれのグループで活発な議論が行われ、生徒さんの発表の姿は堂々たるものでした。毎年のことながら、その生き生きとした姿に、これから中学を巣立っていく生徒さんたちの頼もしさを感じずにはられません。

話の締めくくりとして、18歳の成人を狙った商法や、トラブルになりやすいビジネス形態などを説明し、「うまい話には乗らないこと」と

注意喚起を行いました。これは毎年最後に強くお伝えしていることです。

一昔前と比べると、公民や家庭科の教科書でも消費者教育に割かれるページ数は増えています。しかし、学校の先生や塾の先生から教わると、どうしても「試験勉強用の知識」として捉えてしまう生徒さんも少なくないのではないかと思います。学校の先生からも、契約やクーリングオフについては授業で触れるものの、学校外の講師から実践的な話を聞くことは生徒のためになる、とのお話をいただきました。

私たち行政書士のような実務家が、実際の相談事例や実体験を踏まえて伝えることで、生徒さんたちが教科書で学んだことを「実生活で役立つ知」として生かしていけるようになるのではないのでしょうか。そう考えて、これからも法教育活動を実施していきたいと思えます。

参加した生徒さんからは、「実生活に役立つと思う」「法律は面白い」「以前から興味があった行政書士の仕事を知ることができてよかった」といった声をいただきました。長くこの講座を担当させていただいておりますが、卒業を目前にした生徒さんたちに、社会へ出ていく前の小さな備えとして、少しでも役立つものを届けられていれば嬉しく思います。今後も、都の北学園をはじめ、地域の学校と連携しながら、法教育活動に取り組んでまいります。

（法教育推進委員会委員 高橋賢大）



ようこそ北支部へ!!

令和8年2月から5月までに北支部に入会された新入・転入会員の皆さんをご紹介します。

氏名	入会年月日	事務所名称	事務所所在地	電話番号
鈴木 秀洋	R8.3.15	鈴木秀洋行政書士事務所	神谷2-51-1-323 汙行入赤羽THE EAST	090-8032-1408





東京都行政書士会北支部

無料相談会

北区の行政書士会主催だから安心!!

相談員は全て地元北区で働く行政書士です
行政書士会所定の研修を受けた専門相談員が分かりやすく丁寧にお答えします



日本行政書士会連合会 行政書士会 北支部

さまざまなご相談に対応いたします!!

【ご相談事例】

- 相続に関する事
- 遺言に関する事
- 成年後見に関する事
- 離婚・家族問題
- 借地・借家など不動産に関する事
- 外国人のビザや帰化に関する事
- 近隣トラブル
- 会社設立や営業許可申請など事業に関する事
- 売買・賃貸借など契約に関する事

その他上記以外のことでもご相談可能です

区役所無料相談会

北区役所で定期的に行っている無料相談会です

日時 毎月(1.5月除く)の第一火曜日
13:00~16:00

場所 北区役所第1庁舎1階ロビー
(王子本町1-15-22)

サテライト相談会

区内各地で臨時に実施する特別相談会です

日時 各相談会ごとに異なる

場所 北区内のふれあい館等

※詳細は支部ホームページ、フェイスブックページのほか、北区ニュース等でお知らせいたします。

- ご相談時間の目安はお一人様30分です。
- 相談会の日時は予告なく変更になる場合があります。
- ご予約なしでもご相談可能ですので、お気軽にご来場ください。
- 継続相談(2回目以降のご相談)または業務依頼をご希望の場合は有料となります。
- 継続相談、業務依頼をご希望の場合、相談センターにご連絡いただけますと、適任の行政書士をご紹介します。

ご予約・お問合せはこちらまで

東京都行政書士会北支部 相談センター

(電話受付時間:平日9時~17時)

☎ 03-5963-7437

✉ info@kitashibu.tokyo

HP: <http://kitashibu.tokyo/>  [facebook.com/kitashibu.tokyo/](https://www.facebook.com/kitashibu.tokyo/)

